

## 平成22年度 住民自治協議会の活動・決算等に関する中間報告

### 1 総括

各地区において、住民自治協議会の皆さんのご尽力の下、事業計画に基づいた事業執行及び予算執行を果たすことができ、本格活動開始の初年度としては想定以上の成果を上げることができたものと評価する。

### 2 組織体制について

住自協の本格活動への移行の際、組織体制については大きく以下の2つの流れがあった。

#### (1)従来の地区組織のまま、部会組織に再編した地区

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来 of 区や自治会からの役員選出の枠組みを残すことで、役員のなり手不足が深刻化している地区(中山間地域など)においては、抵抗なく移行を図ることができた。</li><li>・従来 of 地区組織が担っていた様々な事業について、滞ることなく継続することができている。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来 of 地区組織や予算のままで、これまでと変わらない運営が行われることで、組織としての閉鎖性や予算面での硬直化が改善されない。</li></ul>

#### (2)従来 of 地区組織を廃止し、担っていた活動の内容により新たに部会として再編成した地区

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来 of 地区組織が担っていた事業の必要性などを見直すことで、真に必要な事業が明らかとなり、住民に対する透明性の確保にもつながっている。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来 of 枠組みを大きく変更したことで、この体制が軌道に乗るまでのフォローが不可欠であり、住自協の役員はもとより、部会員の選出などの面で住自協と区や自治会をつなぐ区長の役割が過重となっている。(移行期 of 役員が退任できない状況も生じている。)</li></ul>

#### (3)課題

住自協 of 本格的活動をスタートさせるに当たり、極端な見直しを避ける傾向が見受けられる一方で、高齢化や過疎化などにより、役員 of なり手がいないという現実がある中で、将来的な見地で見直しを図っていく必要があるという問題意識も併せ持っている。

### 3 予算編成及び執行について

組織体制と同じく、予算の編成・執行についても大きく以下の2つの流れがあった。

#### (1) 従来の地区組織の予算をそのまま移行、もしくは一律に一定の率で減額した地区

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来の活動に必要な予算が担保されたことから、それぞれの地区組織が従前どおりの活動を継続することができた。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来の活動に必要な予算が全額、もしくはほぼ同額が確保されたことから、担当する事業の必要性や優先順位などの議論が進んでいない。</li><li>・事業執行に必要な金額の積算の作業を経て予算編成がされておらず、飲食費や視察研修費についての議論もあまり進んでいない。</li><li>・予算が硬直化し、住自協として新たな事業や重点事業に充てる財源を見出すことができない状況が生じている。</li></ul>

#### (2) 従来の事業を検証し、必要性や優先度の観点から見直しを行い、部会ごとに事業に要する費用の積算により予算編成を行った地区

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・真に必要な事業・事業内容を精査し、積算作業を経ることで、費用対効果の視点に基づき、住自協の事業全体を俯瞰することができるようになった。</li><li>・部会を越えて事業を見ることができるようになったことで、相互に理解が深まると同時に、より良い事業への転換を図ることが可能となった。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業ごとに精査、積算をする作業に労力を費やしている。</li><li>・従来に比べ、支出に係る経理が煩雑になった。</li></ul>

### 4 住民自治協議会組織に移行したことによる成果

#### (1) 部会活動や予算執行の明瞭化

従前

地区においては、各種団体ごとに総会が開催されていたため、事業内容や予算執行については、それぞれの団体会員間のみの情報共有であった。



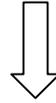
住自協

住民自治協議会の部会活動に位置付けられ、オープンとなり、住民の目を意識するように変化してきたことで、事業の見直しや予算の有効活用が図られるようになってきた。(例: 飲食費や視察研修費の抑制、役員手当や報酬の見直しなど)

## (2) 地区団体への補助金の明瞭化

従前

区や自治会が各世帯から徴収した区費の一部は、地区区長会や地区社協などを通して地区内の様々な団体に活動補助金として交付されていたが、その使途等について住民に説明されてきたことはなかった。



住自協

地区内の様々な団体への活動補助金が住自協からの交付となり、その交付先や補助金額が明らかになってきたことで、様々な議論も生じているが、明瞭化を図ることができた。(交付先の団体:地区消防団、児童館・児童センター、日赤奉仕団など)

## 5 住民自治協議会における課題

### (1) 住自協の役員任期

- ・ 住自協の主要構成員である区や自治会の役員任期については、地区により1年、2年、或は1・2年の混合というように異なっている。
- ・ 住自協活動の継続・発展という観点からは複数年の任期が望ましいと考えるが、複数年の任期は反対論も多く、かえってなり手がいないという状況を起こしかねない。
- ・ むしろ、役員の交替が円滑に進むよう、「1年間なら引き受けて、任務を全うする」というようにした方が良いのではないかという考えもある。

### (2) 住自協事務局長の設置の必要性

- ・ 事務局職員の人件費の増額には評価する声が多い。
- ・ しかし、事務局職員が増えても、事務局職員が様々な事柄について判断や指示をすることは難しく、また、会長等も常駐（常勤）ではないことから、企画調整や差配のできる事務局長が必要と考えている地区は多く、すでに事務局長を置く地区が増えている。
- ・ 事務局長に対する報酬は地区ごとに大きく異なっているが、市として将来的にこれに係る経費をどのようにしていくのか方針を明らかにしていく必要がある。

### (3) 住自協と地区福祉ワーカーの融合

- ・ 住自協の事務局と地区福祉ワーカーとが適切に役割を分担して、住自協の運営について良好な関係を築いている地区と両者に軋轢が生じている地区がある。
- ・ また、これまで地区における福祉の中核を担ってきた地区社会福祉協議会と住自協の間に摩擦が生じている地区も散見される。

- ・ 住自協活動の中でも主要な部分を占める地域福祉の向上を図る上で、3者の融合は不可欠であり、市厚生課と市社会福祉協議会による地区説明を急ぐ必要がある。 ⇄ 市厚生課の地区説明については、すでに始まっている。

#### **(4)住自協活動の住民への周知の必要性**

- ・ 住民自治協議会の存在や活動について地区住民の理解が進んでおらず、役員をはじめとする構成員だけが一生懸命活動しているのが実態である。関係者は、一定の充実感を持って活動しているが、徒労感が生じないよう住民への広報・周知が重要となっている。
- ・ 多くの住自協ではこの点を踏まえて、住自協だよりの発行回数の増や内容の充実に努めている。
- ・ また、回覧の負担軽減も図る中、広報紙の統合化も進み、すでに地区社協だよりの統合を図った地区もある。今後、住自協だよりに集約していく流れは加速していくものと思われる。
- ・ さらに、企業広告の掲載も徐々にであるが着実に進んでおり、住自協だよりへの地区情報の集約が進むにつれ、広告の掲載メリットも大きくなり、今後は、広告掲載料が住自協の貴重な財源となっていくものと考えられる。

## **6 市としての課題**

### **(1)選択事務における担当課の対応**

- ・ 選択となった事務事業を担当する課としては、従来実施されてきた事務事業を地区事業として継続・発展させていくために、これまで以上に良好な関係を保持すべきと考えられるが、住自協との間に距離感が生じているケースが見受けられる。
- ・ 移行期であり、住自協側にも戸惑いが生じており、早期に担当課の適切な対応が必要と思われる。(例:地区保健センターと住自協保健福祉担当部会との関係が薄れてきていることなど)

### **(2)住自協への円滑な事務移行**

- ・ 現在、支所が担っている事務の住自協への移行については、3年間という移行期間を設けているが、「難しいのでは」という声の一部に聴かれる。
- ・ 円滑な移行を図るには、事務のリスト化、課題の整理、移行手順の作成などが必要である。
- ・ 今後、地区活動支援担当の支所長等を中心に、的確な支援体制を取る中で、住自協の事務局の自立を促進していきたい。

### (3) 事務局長人件費の捻出と支所職員の減員

- ・ 多くの地区において、常勤の事務局長の設置要望は強く、様々な事柄について判断や指示をすることのできる事務局長の設置は不可欠であると考えている。
- ・ 一方、住自協への事務の移行や、事務局長の継続性を担保するためにも事務局長に対する報酬が必要であるという意見もあり、具体的には支所の人員を減らし、その分を人件費として住自協に移譲することを明確にすべきであるという声がある。